

改訂版

令和5年度  
山形県L Pガス料金負担軽減支援事業助成金

申請の手引き

令和6年1月20日  
一般社団法人 山形県L Pガス協会

## 目 次

1	はじめに	1
2	用語の定義	1
3	本事業の概要	1
4	値引きの実施について	2
5	LPガス販売事業者への支援について	4
6	申請等の手続き	5
7	事業を行う上での注意点	7

## 1 はじめに

「山形県L Pガス料金負担軽減支援事業」（以下「本事業」という。）は、エネルギー価格高騰の影響を受けている山形県の一般家庭等のL Pガス利用者の負担軽減を図るため、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し実施するものです。

使用料金の値引きは、山形県からの補助を受けた一般社団法人山形県L Pガス協会（以下「協会」という。）が本事業に参加する事業者に対して、値引きを行うために必要な費用を助成（以下「助成金」という。）することにより行います。

本事業の実施にあたっては、山形県L Pガス料金負担軽減支援事業助成金交付規程（以下「交付規程」という。）および本手引きを熟読するとともに、適正に行っていただきますよう切に願います。

## 2 用語の定義

本手引きにおいて使用する用語の意義は、次のとおりとする。

### (1) L Pガス

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（以下「液化石油ガス法」という。）第2条第1項に規定する液化石油ガスをいう。

### (2) 一般消費者等

ア 山形県内においてL Pガスを消費する者であって、液化石油ガス法第2条第2項に規定する一般消費者等

イ ガス事業法第3条の登録を受けた者からL Pガスを燃料として供給を受け、その消費する態様が、液化石油ガス法第2条第2項に該当する者。ただし、次に掲げる者を除く。

① 国

② 地方公共団体

③ 地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者

④ 独立行政法人通則法により設立された独立行政法人

⑤ 地方独立行政法人法により設立された地方独立行政法人

### (3) L Pガス販売事業者

ア 液化石油ガス法第3条第1項の登録を受けた者

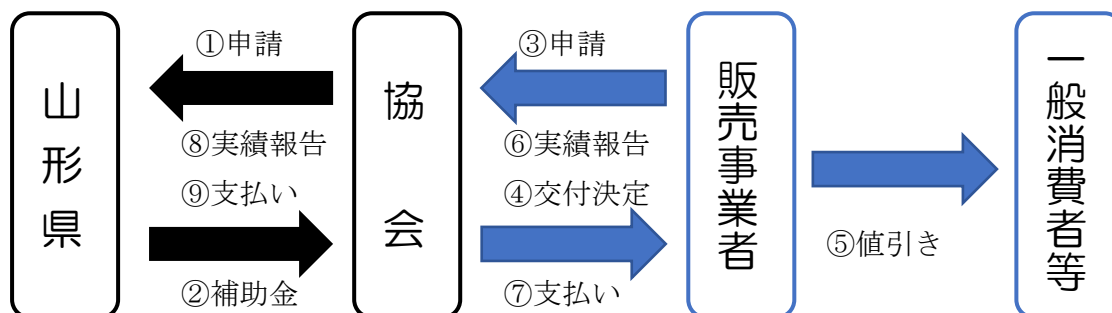
イ ガス事業法第3条の登録を受けた者であって、一般消費者等にL Pガスを販売する者

## 3 本事業の概要

### (1) 目的

エネルギー価格が高騰する中、L Pガス販売事業者を通じた使用料金の値引きにより、山形県内のL Pガス一般消費者等の負担軽減を図るものです。

(2) 本事業の流れ



(3) 本事業の期間

助成金は、令和6年3月1日から令和6年4月30日までの間に行われる検針に基づいた値引きに対して交付されます。なお、交付規程第4条に基づく助成金の交付申請後であれば、交付決定通知を受ける前の検針も助成金の対象とします。

#### 4 値引きの実施について

(1) 値引き期間

値引きの対象となる検針の期間は、令和6年3月1日から令和6年4月30日までとします。ただし、初回の値引きを行うのは3月1日から31日までに行う検針によるものとします。

(2) 助成額

一般消費者等1契約につき、上限2,000円（消費税を除く）

※ 助成金は課税対象外（不課税）のため、税抜料金からの税抜値引きとなります

(3) 値引き対象の一般消費者等の要件

助成金の交付を受けることができる値引き対象の一般消費者等は、次のすべての条件を満たす者としてします。

ア 一般消費者等 ※ 工業用等に使用する者は対象外

イ 値引き対象となる検針月に、助成金の交付を受けようとするLPガス販売事業者とLPガス販売契約を締結している者

ウ LPガスを計量法（平成4年法律第51号）に規定する法定計量単位による体積販売（以下「体積販売」という。）により供給を受ける者 ※ 質量販売は対象外

エ 体積販売に係るガスメーターが山形県内に設置されている者 ※ 山形県外にガスメーターが設置されている者は対象外

オ 2(2)イ①から⑤に該当する者の管理だが、契約者が私人である場合（駐在所、公民館等）は値引き対象。

(4) 値引きの方法

令和6年3月1日から4月30日までの検針に対する請求額（基本料金と従量料金の合計）

から上限2,000円(消費税を除く) ※ 設備利用料金は除外

(例1) 3月分の料金から1回で2,000円を値引きする場合

(3月検針分)	－	(値引き)	=	(ご家庭への請求額)
3,000円(税抜)	－	2,000円(税抜)	=	1,000円 + (消費税)
※ 値引き額2,000円(税抜)				

(例2) 3月分、4月分の料金から1,000円ずつ、合計2,000円を値引きする場合

(3月検針分)	－	(値引き)	=	(ご家庭への請求額)
1,800円(税抜)	－	1,000円(税抜)	=	800円 + (消費税)
(4月検針分)	－	(値引き)	=	(ご家庭への請求額)
1,800円(税抜)	－	1,000円(税抜)	=	800円 + (消費税)
※ 値引き額2,000円(税抜)				

(例3) 3月分の値引き額を調整し、残額を4月分の料金から値引きする場合

(3月検針分)	－	(値引き)	=	(ご家庭への請求額)
1,800円(税抜)	－	1,500円(税抜)	=	300円 + (消費税)
(4月検針分)	－	(値引き)	=	(ご家庭への請求額)
1,800円(税抜)	－	500円(税抜)	=	1,300円 + (消費税)
※ 値引き額2,000円(税抜)				

#### (5) 値引きの周知

LPガス販売事業者が本事業による値引きを実施する場合は、本事業による値引きが行われていることを一般消費者等に対して周知する必要があります。

周知の方法は、協会から配付するチラシ、LPガス販売事業者のホームページに掲載するなど、効率的に実施可能な方法により実施してください。

#### (6) 値引きの通知

本事業による値引きを行ったときは、本事業による値引きが行われていることを検針票、請求書、Web明細、領収証の通信欄や余白に明示して一般消費者へ通知する必要があります。なお、のちに提出を求める証拠となる書類に明示のない値引きは助成金の交付対象となりません。

<一般消費者等に対する通知文(例)>

- ・山形県のLPガス料金負担軽減支援事業により〇〇円の値引きをしています。
- ・山形県の支援により〇〇円の値引きをしています。
- ・山形県支援による値引き額〇〇円
- ・県の支援で値引き〇〇円
- ・県支援▲〇〇円 など

## 5 LPガス販売事業者への支援について

### (1) 助成金の交付対象となるLPガス販売事業者の要件

助成金の交付を受けることができるLPガス販売事業者は次のいずれにも該当する者とします。

ア 2(3)に規定するLPガス販売事業者

イ 交付規程別紙1「不正な助成金の交付の申請防止に係る誓約事項」に該当しない者

ウ 交付規程別紙2「暴力団等でない表明・同意書」の誓約に反しない者

但し、以下のいずれかに該当する場合は助成金を受け取ることができません。また、助成金の支払い後であっても支払額に加算金を課した額の返還を求められます。

- 本事業は、LPガス一般消費者等の使用料金の負担軽減を図るためのものであり、本事業の実施期間に合わせて恣意的な値上げを行うなど、本事業の趣旨を逸脱した行為が認められた場合
- 本事業に関するすべての提出書類において、故意または虚偽の記入を行い若しくは偽りの証明を行うことにより、本来受けることができない助成金を受け取る、または受けようとした場合
- 交付規程に違反または交付規程に基づく指示に違反した場合
- 助成金をこの事業以外の用途に使用した場合
- この事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合
- 交付規程の別紙1及び別紙2の誓約事項等に違反した場合

### (2) 助成金の交付額

ア 値引きに係る原資の助成の額

1 契約につき、値引き原資として2,000円（消費税等を除く）を助成します。

ただし、値引き額1円未満の端数があるときは、これを切り捨てます。

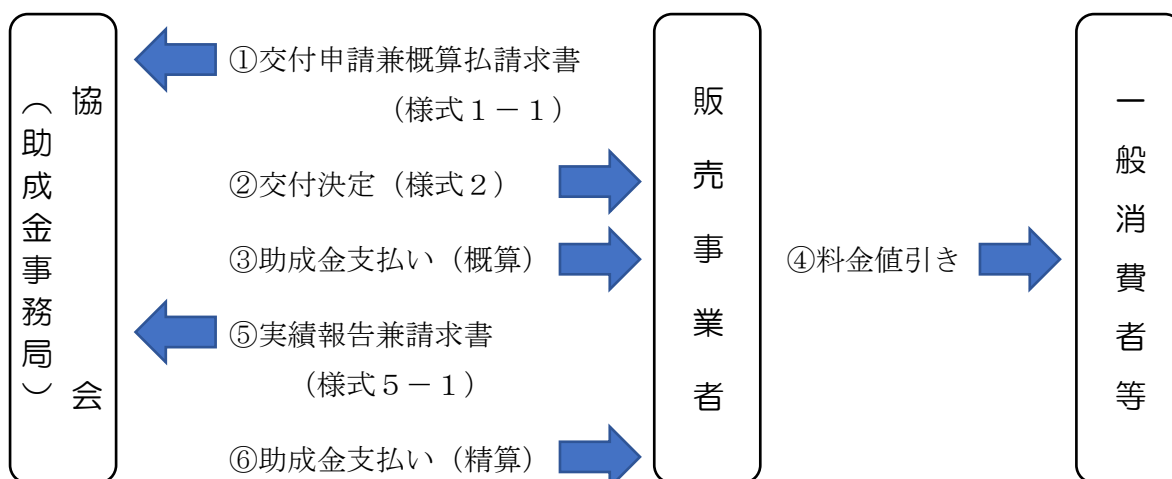
イ 値引きの事務に対する助成の額

LPガス販売事業者は値引きに要する経費として、実績報告書により報告のあった値引きをした一般消費者等の数に応じて、次の額を助成します。

一般消費者等の数	助成する額
1以上 99以下	10,000円
100以上 499以下	40,000円
500以上 999以下	80,000円
1,000以上 4,999以下	120,000円
5,000以上 9,999以下	200,000円
10,000以上	300,000円

## 6 申請等の手続き

### (1) 申請の流れ



※ 値引きは「①交付申請」を提出後に実施可能となります

### (2) 助成金交付の申請

助成支援金の交付を受けようとする者は、次により申請してください。

#### ア 提出書類

様式1-1「LPガス料金負担軽減支援事業助成金交付申請書兼概算払請求書」

※ 値引き事務に要する経費として、希望する事業者は概算払を活用ください

#### イ 申請の受付及び期限

2月15日(木)から2月29日(木)まで申請を受け付ける予定です。

申請を受け付けてから交付決定を行うまでに2週間程度の審査期間を要します。

#### ウ 提出の方法及び提出先

原則としてメールで提出してください。

【 email : [contact@yamagata-lp.jp](mailto:contact@yamagata-lp.jp) 】

ただし、メールでの送受信を行う環境がない等の場合は以下に郵送してください。

送付先：〒963-8002

福島県郡山市駅前1-4-8 さとうやビル1F

郡山駅前大通り郵便局留

「福島県郡山市大町1-9-13HD 郡山大町ビル3F」

「令和5年度山形県LPガス料金負担軽減支援事業」助成金事務局

#### エ 留意事項

交付申請の提出後から値引きのための検針を実施することができます。

交付決定通知後、2週間以内に交付決定額の7割以内の額を指定された口座に振り込みます。

### (3) 交付決定内容の変更（交付規程第6条）

様式2「LPガス料金負担軽減支援事業交付決定通知書」の内容の変更又は事業を中止し、若しくは廃止しようとするときは、次により申請してください。

ア 提出書類

- ① 様式3「LPガス料金負担軽減支援事業変更（中止・廃止）承認申請書」

イ 申請の受付及び期限

変更を行おうとする14日前まで

ウ 留意事項

値引きを行う一般消費者等の数の減少または200件未満の増加については、変更承認申請の必要はありません。

(4) 実績報告書兼請求書（交付規程第9条）

値引きを実施したときは、次により報告してください。

ア 提出書類

- ① 様式5-1「LPガス料金負担軽減支援事業実績報告書兼請求書」  
② 様式5-2「実績集計表」  
③ 様式5-3「内訳明細（値引きを行った一般消費者等の一覧）」

イ 提出の期限

値引きの完了後（検針に係る請求書の発行を完了したとき）、30日以内

ウ 助成金の支払い

実績報告を受けた後に、内容を審査し、助成金の精算額を振り込みます。

エ 留意事項

報告のあった請求額を確認するため、値引きを実施したことを証する書類（検針票、請求書、Web明細、システム画面等）について、「契約している一般消費者等の数」の区分毎（交付規程別表2参照）に、無作為に抽出した値引き対象者分の写しの提出を求めます。

(5) 交付申請の取り下げ

助成金の交付決定の通知を受けた場合において、交付の決定の内容またはこれに付された条件に対して不服があり、助成金の交付の申請を取り下げようとするときは、当該通知を受けた日から15日以内かつ値引きを行うまでに、書面をもって申し出てください。

(6) 申請等の書類一覧

書類名称	様式	交付要領	提出を要する場合
交付申請書兼概算払請求書	1-1	第4条	助成金の交付及び概算払いを受けようとするとき
振込先確認書	1-2	第4条	交付申請書兼概算払請求書の添付書類
誓約事項等同意書	1-3	第4条	交付申請書兼概算払請求書の添付書類
変更（中止・廃止）承認申請書	3	第6条	助成金の交付の決定を受けた内容を変更（中止・廃止）しようとするとき



事故報告書	4	第8条	値引き事業（実績報告を含む）が 予定の期間内に完了できない、ま たは遂行が困難となった場合
実績報告書兼請求書	5-1	第9条	値引き事業が完了したとき
実績集計表	5-2	第9条	実績報告書の添付書類
内訳明細（値引きを行った一般 消費者等の一覧）	5-3	第9条	実績報告書の添付書類

## 7 事業を行う上での注意点

### (1) 申請・報告の注意点

#### ア 交付申請を行う者

交付申請は事業者単位で行ってください。事業所（支店、営業所等）からの申請は受け付けません。ただし、本社等が県外にある場合で、県内に在する代表の支社・支店・営業所等が取りまとめて一括申請することは許可します。なお、営業所ごとの一般消費者等の数を提出する必要はありません。

#### イ 実績報告に添付する値引き実績の内容を証する提出書類

様式5-1「実績報告書兼請求書」に添付する、値引き実績の内容を証する提出書類において、次の内容を確認します。

値引き実績の内容を証するものに、値引きを行った一般消費者等の一覧を添付する場合は、できるだけ様式5-3「内訳明細（値引きを行った一般消費者等の一覧）」での提出をお願いします。ただし、様式5-3の内容を満たす場合には既存システムなどを活用し、システム出力できる項目が記載されたもの、システム画面の写し等で報告いただいても結構です。

交付決定を受けた値引き額と違う一般消費者等には、その値引き額を必ず記載してください。

値引き実績の内容を証する提出書類で、値引き額および値引き実績が確認できない場合は、販売所に立ち入り、帳簿書類等で確認することもあります。

### (2) 値引きの注意点

#### ア 液化石油ガス法第2条第2項に規定する一般消費者等

値引きの対象となる液化石油ガス法第2条第2項に規定する一般消費者等とは、LPガスを生活の用に供する一般消費者および消費の態様が生活の用に供する場合に類似しているものとなります。工業用等の高圧ガス保安法に該当（この手引きにおいて「工業用等」という。）する消費者は対象となりません。

- 生活の用に供するとは・・・飲食物の調理用、風呂等の湯沸用、人のための冷暖房用
- × 生活の用に該当しない・・・農産物の栽培、自動車燃料、窯業、工業製品の製造、化学原料、溶接、舗装、発電機、専ら飲食物の製造・卸を業としている者

イ 生活の用と工業用等が混在する一般消費者等

生活の用と工業用等に使用している一般消費者等については、主として工業用等に使用する者（使用量の多い方で判断）は、値引きの対象とはなりません。

ウ 公的機関の一般消費者等

国および地方公共団体の庁舎は値引き対象ではありません。

×値引き対象ではない公的機関	国の合同庁舎、県庁、県の合同庁舎、警察の庁舎、市役所、町村役場、市町村の支所、保健所、消防署、研究施設、浄水場、下水処理場、ごみ処理施設、その他公共施設等
----------------	-------------------------------------------------------------------------------

ただし、公的機関が運営する施設であっても、住民がLPガス料金を支払っている施設（駐在所、公営住宅等）は値引き対象となります。

エ 値引き期間中に、販売契約した一般消費者等

値引き期間の途中に、LPガスの販売契約をした一般消費者等については、値引き対象外となります。

オ 使用量が少ない一般消費者等

LPガスの使用量が0 m<sup>3</sup>の場合でも、基本料金の請求がある場合には値引きの対象となります。

カ 集合住宅の値引き

集合住宅で、大家に一括請求し、大家が各入居者へ料金を請求している場合は、大家のみ値引きの対象となります。

キ 2世帯住宅の値引き

同一敷地内にガスメーターが複数設置されている場合は、ガスメーター1契約ごとに値引きの対象になります。


(3) その他の注意点

ア 交付規程および本手引きの相違

交付規程と本手引きの記載内容に相違がある場合は、交付規程を優先します。

(4) 本事業についての問い合わせ

「山形県LPガス料金負担軽減支援事業事務局」コールセンター

 0120-223-046